

表彰規程・別表1: 本学会における表彰の選考基準、選考過程および表彰の実施

表彰区分		選考基準		選考過程				表彰の実施	
		対象	該当要件	推薦	審査	受賞候補者	受賞者・被表彰者の決定		
物理探査学会賞	論文業績賞	論文賞	正会員	本学会の会員を対象とし、過去3年間(審査開始直近の12月末から)において、会誌「物理探査」において発表された論説、論文、ケーススタディ、ラビッドレター、技術報告、および合同英文誌「Exploration Geophysics」において発表された“research articles”, “articles”, “reviews”等の中から、物理探査技術や関連諸分野に関する研究・調査・試験結果の報告で創意工夫や特色がある優秀なものや、同技術・分野に関して大局的視野から技術的動向を論じた優秀なものの著者	正会員(審査会委員を含む)からの推薦状を必要とし、別紙様式(書類様式1)に従うものとする。	審査会規程に基づき、審査会が受賞候補者の審査を行う。	審査会による審査結果に基づき、本委員会が受賞候補者を決定し、会長に答申する。	本学会の会長が、答申内容を理事会に附議し、理事会の決議にて受賞者を決定する。	通常総会にて表彰する。
		事例研究賞		本学会の会員を対象とし、過去3年間(審査開始直近の12月末から)において、会誌「物理探査」において発表された論説、論文、ケーススタディ、ラビッドレター、技術報告、および合同英文誌「Exploration Geophysics」において発表された“research articles”, “articles”, “reviews”等の中から事例研究として優秀なものの著者					
		奨励賞		本学会の会員を対象とし、過去2年間(審査開始直近の12月末から)において、会誌「物理探査」において発表された論説、論文、ケーススタディ、ラビッドレター、技術報告、および合同英文誌「Exploration Geophysics」において発表された“research articles”, “articles”, “reviews”等の中から今後の研究成果が期待できるものの著者但し、受賞される著者の満年齢は、対象となる論文等の受理日時時点で40歳以下とする					
	優秀発表賞	正会員。但し、国際シンポジウムは、この限りではない。	春季学術講演会、秋季学術講演会および国際シンポジウムの発表者を対象とし、次に該当する者。 (1)発表内容が技術的に高く、また、分かりやすいもの (2)発表用スライド等が分かりやすく、きちんと整理されているもの (3)発表後の質疑応答など、話題になったもの	講演会等の審査員の評定に基づき、学術講演委員会または国際委員会が受賞候補者を決定し、本学会の会長に答申する。	本学会の会長による答申内容の承認により受賞者を決定する。会長が、委員会の答申を承認できない場合は、理事会に附議し、理事会の決議を経て受賞者を決定する。	講演会・シンポジウムの期間中に実施。期間中の実施が困難な場合には通常総会にて表彰する。			
	学会業績賞	学術業績賞	正会員	探査技術の進歩に寄与し、あるいは著しい探査結果をあげた業績の中から、特に優秀な者。	本学会の役員2名以上もしくは正会員5名以上から推薦状を必要とし、別紙様式(書類様式2)に従うものとする。功績書の内容は平易なものとし、かつ審査の参考に資するに足る詳細並びに具体的資料を添付する。	本委員会が審査を行った上で受賞候補者を決定し、本学会の会長に答申する。	本学会の会長が、答申内容を理事会に附議し、理事会の決議にて受賞者を決定する。	通常総会にて表彰する。	
運営功績賞		個人、または、団体	本学会の運営発展への寄与に関し、特段の功績のあった個人、または、団体。						
永年貢献表彰	功労会員表彰	正会員	永年にわたり本学会の運営発展に貢献し、表彰を授与される年度末の時点で満年齢55歳以上の正会員で、以下の各号のいずれかを満たしていること。 (1) 本学会の理事、または各委員会委員長を通算10年以上務めた者。 (2) 本学会の各委員会委員を通算15年以上務めた者。	本委員会が本学会事務局の資料に基づき、被表彰候補者を選定する。		本委員会が理事会に附議し、理事会の決議により被表彰者を決定する。	5年ごとに開催される創立記念行事式典にて表彰する。但し、止むを得ない事由により正会員資格を喪失した場合は、その直近の通常総会にて表彰する。		
	永年在籍会員表彰	正会員および賛助会員	(1)正会員：会員歴30年以上、かつ、当該年度の開始日までに満年齢70歳以上となる正会員。但し、名誉会員は除く。 (2)賛助会員：表彰を授与される年度末の時点で、本学会の継続在籍年数が30年、および50年となる賛助会員。						
	名誉会員表彰	個人	本学会の定款第6条第3号に基づく名誉会員は、物理探査の発展に功労、功績が極めて顕著であり、かつ下記の条件のいずれかを満たした者を対象とする。 (1)会長の経験者で、満年齢70歳以上の正会員 (2)正会員で、物理探査に関する学術、技術の発展に極めて大きな貢献(文化勲章受章者、文化功労者、学士院賞受賞者あるいはこれらと同程度の業績を有する者)をした満年齢70歳以上の正会員 (3)通常総会開催前年度において会員歴30年以上でかつ満年齢70歳以上の正会員で以下の一つに該当する者 イ)通常総会開催前年度に通算10年以上本学会の役員を勤めるなど、本学会の運営発展に顕著な功績のあった者 ロ)学術、技術に対する貢献が極めて顕著な者 (4)本学会の発展に対する貢献が極めて顕著である者					本委員会が本学会事務局の資料に基づき、名誉会員候補者を選定し、理事会に附議する。理事会は、その決議をもって、名誉会員候補者を通常総会に推薦する。	通常総会にて決定する。
備考	(1)「講演会等」とは、春季学術講演会、秋季学術講演会および国際シンポジウムの総称である。 (2)「会員歴」とは、本学会の前年度末の時点において、本学会を継続して在籍した年数を言う。 (3)「団体」とは、委員会、ワーキンググループ等の組織の総称である。 (4)論文業績賞の該当要件における「過去3年間」および「過去2年間」等の対象期間は、論文の受理日によるものとする。 (5)ラビッドレターには2018年度以前の短報を含む。 (6)論文業績賞の審査において、論文賞と事例研究賞のどちらの対象として扱うかは審査会の判断による。							3-6別表-1	